資料２

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
45	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農林水産省	1
37	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化	内閣官房	11
67	医療計画と関係計画との統廃合等	厚生労働省	14
39	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し及び計画策定後の国への報告の省略	消費者庁 厚生労働省	20
29	土地利用基本計画の策定義務の廃止等	国土交通省	42
46	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更等に関する規制緩和	国土交通省	51
22	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	総務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	65
34	地方スポーツ推進計画の廃止	文部科学省	77
60	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	文部科学省	83

資料

重点番号45：農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減（農林水産省）

農用地利用集積等促進計画に係る手続の簡素化について

令和４年８月２日

農林水産省

１．農地の権利移動の概要

○　**農地の売買・貸借**については、農地法に基づき**農業委員会の許可**を受けることが必要
○　一方、**公的主体**が、**複数の取引を一括**して行う場合は、**農地法の許可を不要**としており、具体的には
　①　**市町村の「農用地利用集積計画」**（相対方式）
　②　**農地バンクの「農用地利用配分計画」**（転貸方式）
　の２つの手法が存在

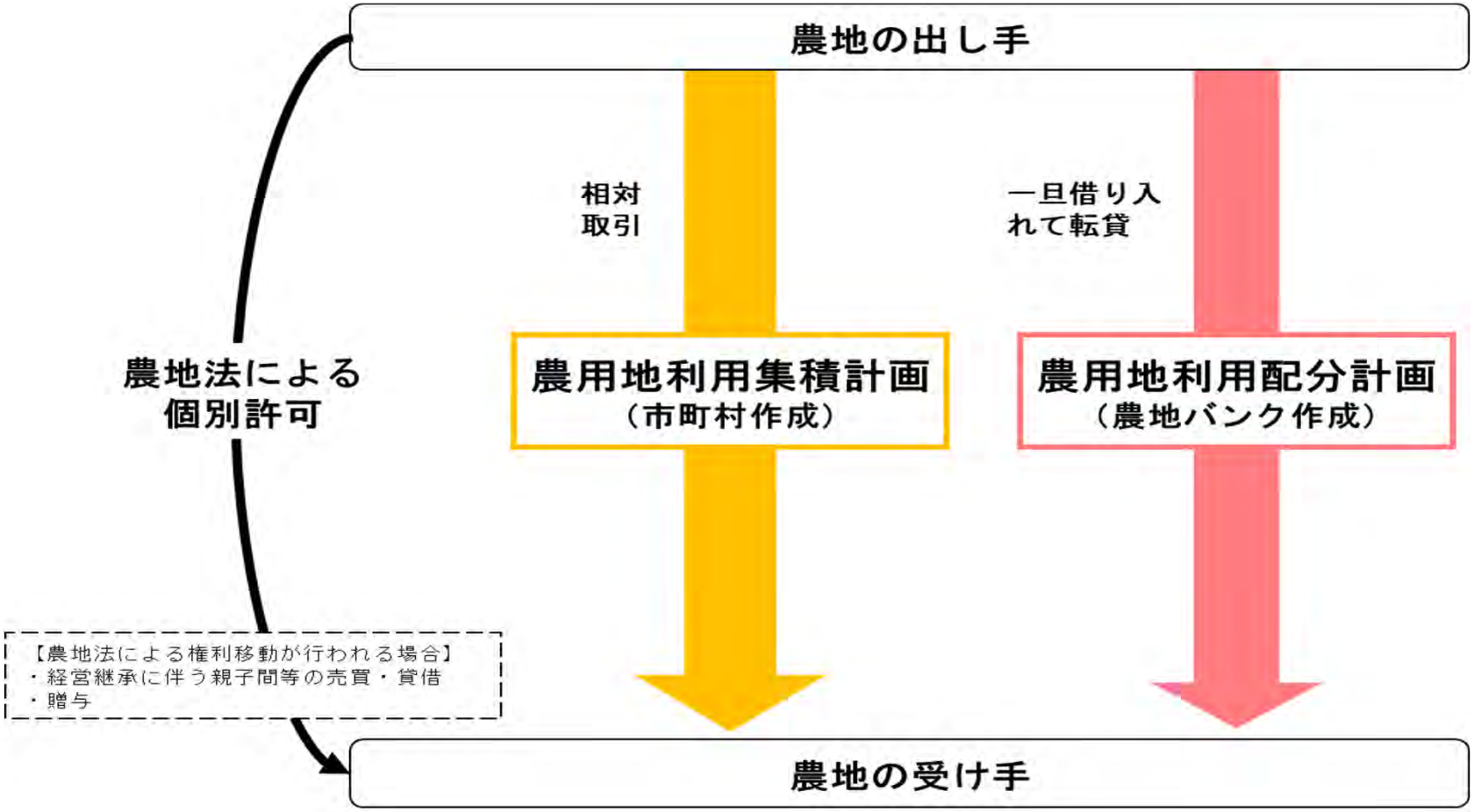

2．人・農地をめぐる状況

○　我が国において、**高齢化・人口減少が本格化**する中で、**農業者の減少**や**耕作放棄地の拡大**が更に加速化し、地域の**農地が適切に利用されなくなる**懸念

○　地域において、**農地が利用されやすく**なるよう、**目指すべき将来の具体的な利用の姿**を明確化し、**分散錯圃の状況を解消**し、**農地の集約化等**を進めることが必要

○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展

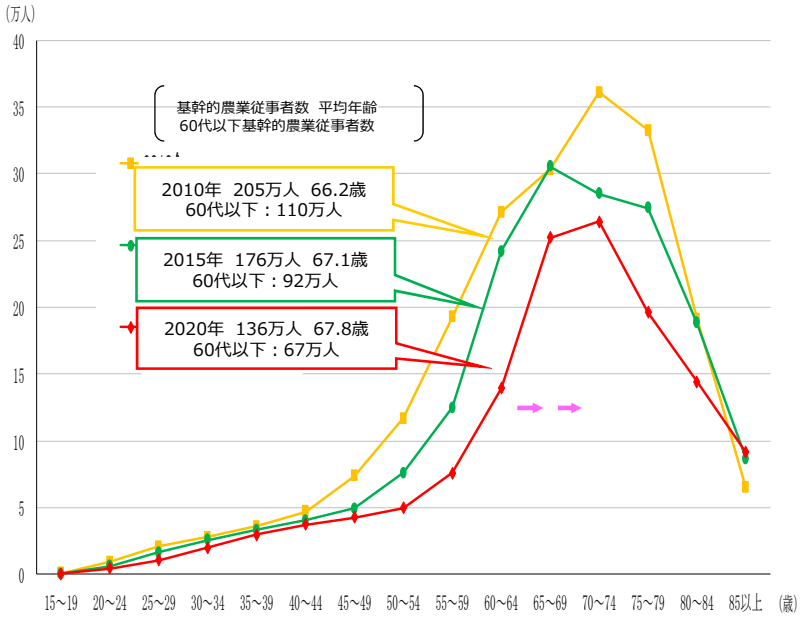

資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）

○ 担い手の経営農地が小さな区画で分散

（分散錯圃）

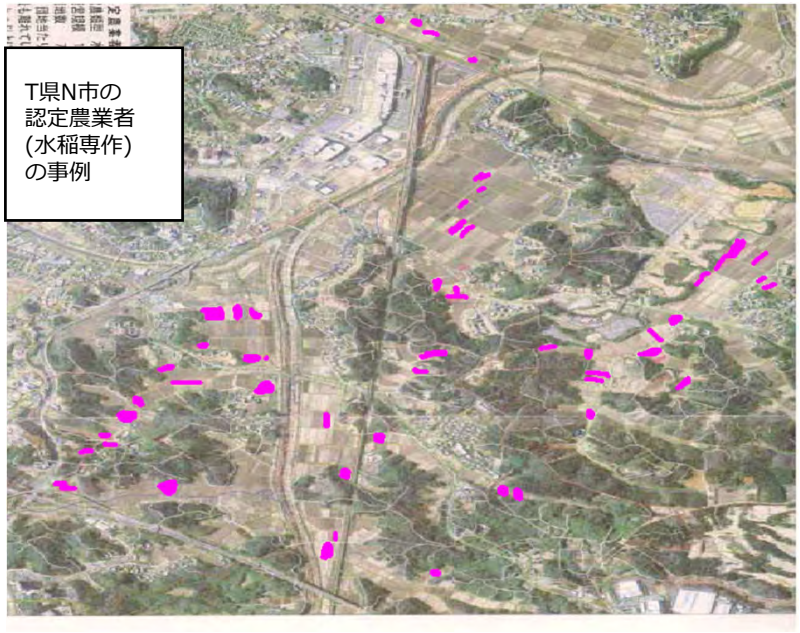

経営面積16.4haが、**70か所**に分散して存在
最も離れている**農地間**の直線距離は**５km**

３．改正農業経営基盤強化促進法の概要　①地域計画の策定

○　本年５月に成立した「改正農業経営基盤強化促進法」では、
①　地域での農業の将来の在り方等の協議の結果を踏まえ、**市町村による「地域計画」の策定**を法定化するとともに、
②　**農地の将来像を目標地図として明確化**した上で、**農地バンクによる農地の集約化**等を推進

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮**した**区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・ＪＡ・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話合い

❶　区域における**農業の将来の在り方**
❷　区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
❸　その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項

※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理
緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を**公表**

同意市町村が地域計画を策定

○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成
①地域計画の**区域**
②①の区域における**農業の将来の在り方**
③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**　等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成
（**情勢の推移**に応じ、**随時変更**が可能）

※目標地図のイメージ

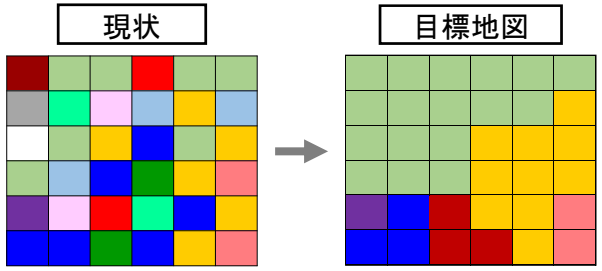

農業委員会・農地バンク・ＪＡ・土地改良区等の意見を聴取　等

同意市町村は、地域計画を**公告**

※地域計画の策定は、**市街化区域については行われない**。

４．改正農業経営基盤強化促進法の概要　②農地の権利移動の方法

○　目標地図を実現するには、個々の要望に応じた**相対の貸借では困難**
○　農地バンクは、**分散している農地をまとめて借り受け**、**農家負担ゼロの基盤整備**等を通じて**集約化した形で受け手に再配分**する機能を有しているため、**公的計画を農地バンクを経由する手法に統合・一体化**

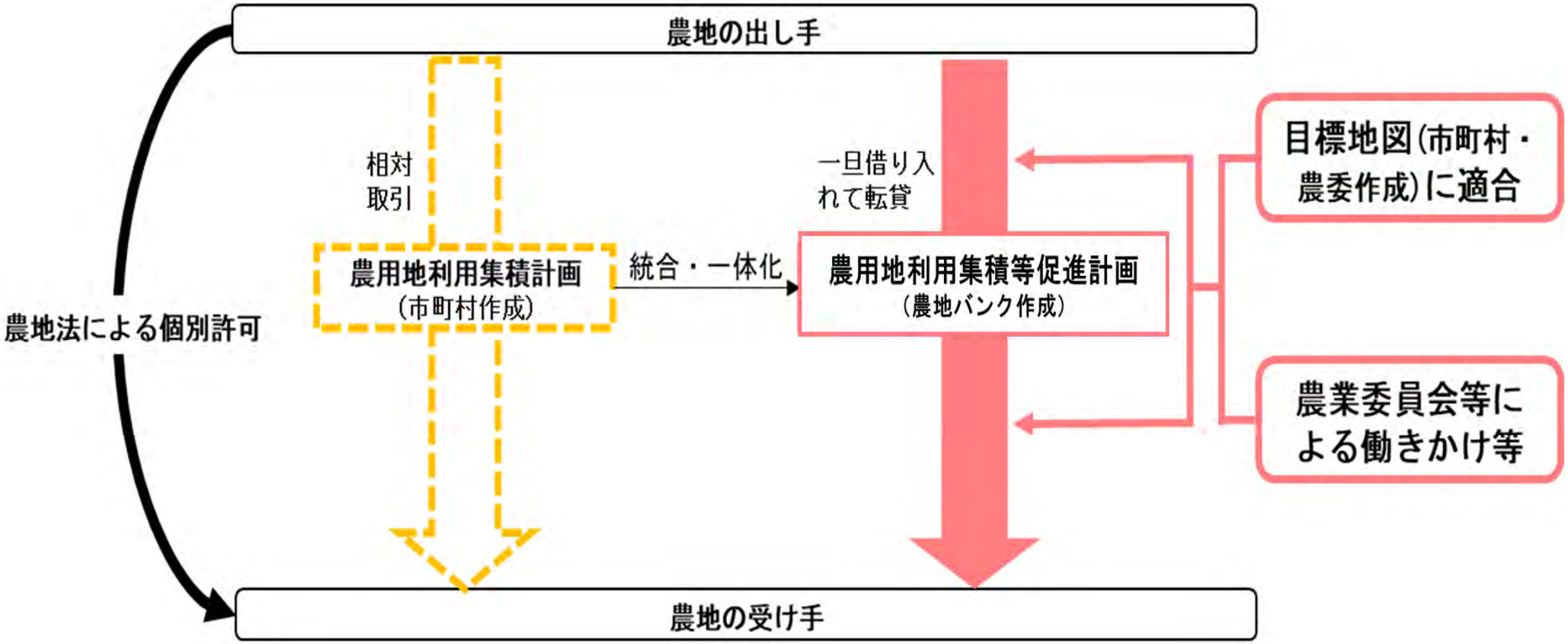

5. 目標地図と農地バンクの農用地利用集積等促進計画の関係

○　現行では、各市町村で目標地図が作成されていないため、農地バンクが農地の出し手から農地を借り受け、受け手を公募した上で貸付け（**農地バンク自らが農地の貸借を企画・実施**する役割）

○　改正農業経営基盤強化促進法の施行後においては、農地バンクは、**目標地図の達成に資する**よう、**農業委員会の要請等**を踏まえ、**農用地利用集積等促進計画**を策定（農地の貸借の企画は目標地図、**農地バンクは貸借を実施**する役割）

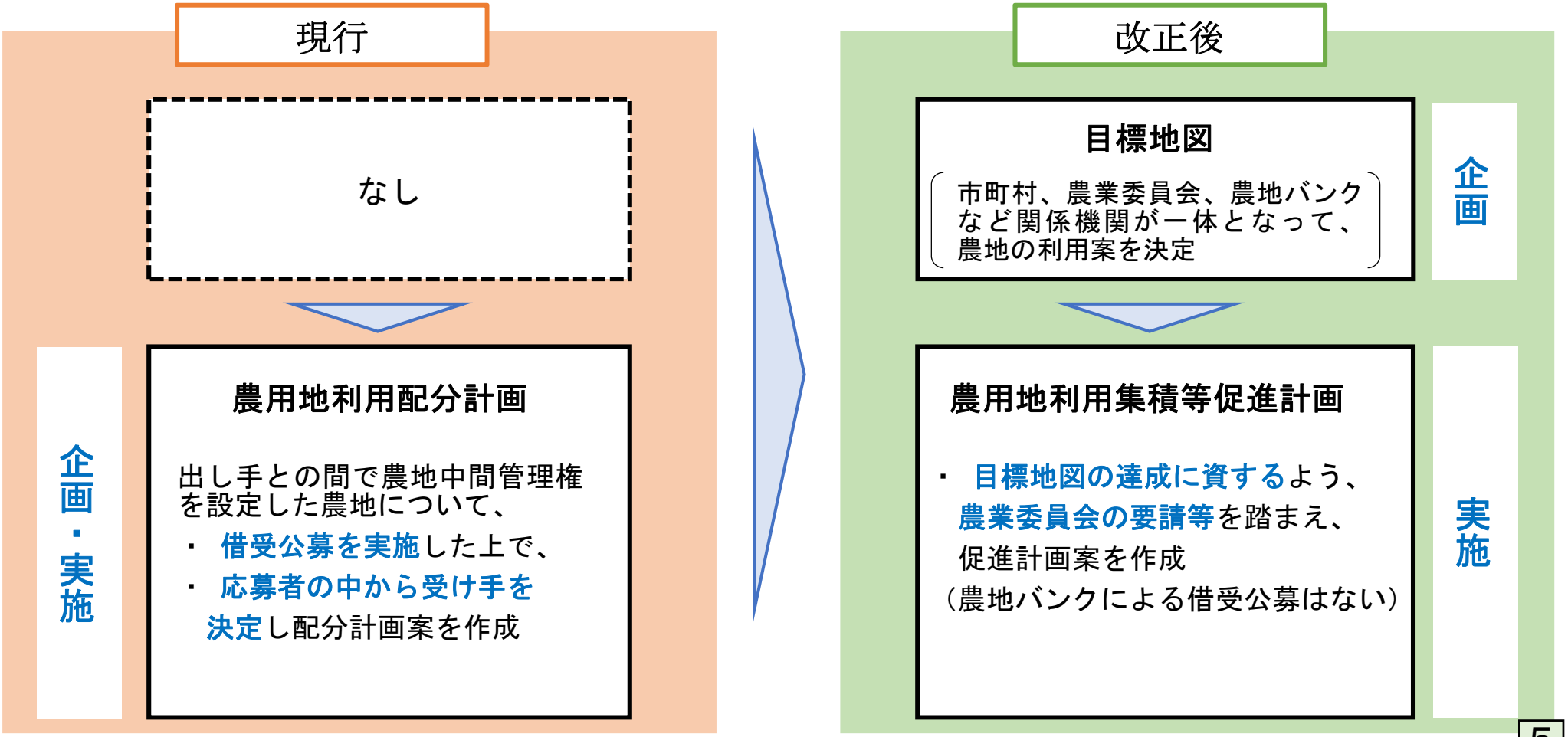

６．農用地利用集積等促進計画に係る書類の簡素化

○　目標地図の**作成段階**で、**農業委員会**が目標地図に位置付ける者（**農業を担う者**）としての**適格性を確認**し、**農地バンク**など関係機関の意見も聴取
○　このため、農地バンクが**農用地利用集積等促進計画の認可を申請**するに当たっては、従来求めていた**添付書類を大幅に簡素化**

従来の農用地利用配分計画の添付書類

【省令に基づき提出を求めている書類】

① 農用地の全部効率利用が確認できる書類
（経営規模、作付作物、機械、労働力（家族構成））
② 農作業の常時従事が確認できる書類
（農作業の日数）

〔 農地バンクの内規等により求めている主なもの〕

- 圃場位置図
- 耕作地明細表
- 印鑑証明
- 借受人の相続関係の説明図
- 借受人の農家世帯情報
- 認定農業者の場合、経営改善計画等の認定書

改正後の農用地利用集積等促進計画の添付書類（案）

【省令に基づき提出を求める書類（案）】

今後、添付不要とする予定

７．農用地利用集積等促進計画の認可権限の委譲

○　**農用地利用集積等促進計画**の都道府県知事の**認可権限**は、地方自治法に基づき、**都道府県条例の改正により市町村長に委譲**することが可能
○　農林水産省としては、**都道府県条例の改正案の雛型を作成・提示**し、積極的に権限委譲を進める考え

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第252条の17の２　都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

※　条例により、市町村に権限委譲されている都道府県知事の権限（農地関係）の例
○農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による農地の転用の許可権限
○農地法第18条第１項の規定による農地の賃貸借の解除等の許可　等

（参考１）農用地利用配分計画の新規設定時・再設定時に必要な添付書類

○　現行の農用地利用配分計画でも、利用権の**新規設定時に必要な書類**は、**再設定時には基本的に添付不要**としているところ　（平成30年７月省令改正）

新規設定時

【 省令第12条第２項第１号 】

農地バンクは**配分計画の認可**を受けようとするときは**次に掲げる書類**を添付して、**都道府県知事に提出**しなければならない。

- **受け手**が現に使用収益等している**農用地等の利用の状況**
- 耕作に必要な**機械の所有の状況**
- 受け手が個人である場合、耕作の事業に必要な**農作業への従事状況**　等

再設定時

【 省令第12条第３項 】

前項の規定にかかわらず、農地バンクは、次に掲げる場合には配分計画にその旨を記載して**書類の添付を省略**することができる。

１　現に農地バンクから賃借権の設定等を受けている者に当該権利に係る農用地等について**再度賃借権の設定等**を行なおうとする場合

⇓

添付不要

（参考２）農地バンクを活用した場合のメリット措置

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連整備事業）

○　事業施工地域の全ての農用地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業等（※）の実施が可能

※　土地改良法の一部を改正する法律（令和４年法律第９号）により対象事業に**農業用用排水施設**、**農業用道路**等の整備を追加

通常のほ場整備事業

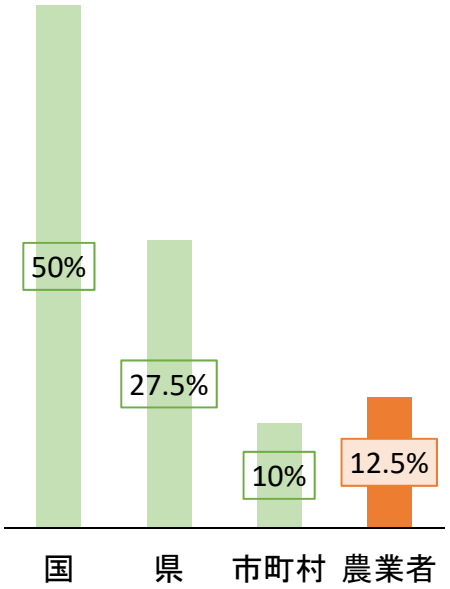

機構関連整備事業

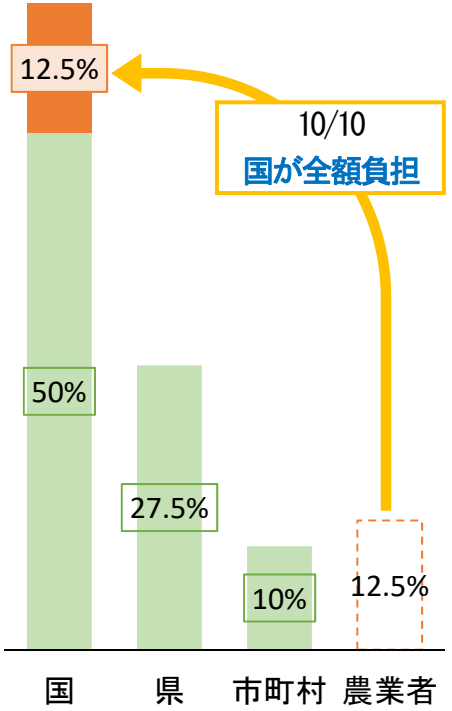

機構集積協力金

○　地域の農地を**農地バンクに貸し付けた割合**に応じて協力金を交付

○　農地バンクが貸し付けた農地の**集約化割合**に応じて奨励金を交付

地域集積協力金（令和４年度当初予算）

○　地域において、まとまった農地を農地バンクへ貸し付けた場合、
協力金を交付（農作業委託の場合、単価は貸付の２分の１）

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金（令和４年度当初予算）

○　地域の農地の団地面積の増加割合に応じて奨励金を交付
（農作業受託の場合、単価は貸付の２分の１）

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

【重点事項37】新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化

行動計画について

○ 新型インフルエンザ等の発生に備え、**新型インフルエンザ等の発生前（平時）**に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。

○ 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、**病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ**、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、**対策の選択肢を示すもの**。

行動計画に規定する主な事項

国	都道府県	市町村
対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

【重点事項37】新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化

■ 提案の具体的内容

● 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。

■ 第１次回答

● ご指摘のとおり、**新型インフルエンザ等対策特別措置法第７条第９項に基づき**、都道府県が新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（以下「同計画」）を改定する際には、**あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない**こととされている。

● ただし、**その方法や手続き等については具体的に規定していない**。したがって、同計画の変更の内容や、都道府県の実情に応じて、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への**意見の聴き方を柔軟に変更することは可能**である。

■ 学識経験者等への意見の聴き方の考え方

● 感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者への意見聴取方法は、**有識者会議によるものである必要はなく**、各都道府県の実情に応じて適切に判断されたい。

● **都道府県の保健所長は感染症に関する専門的な知識を有する者として解釈してよい**が、できれば外部（公務員以外）の専門家から意見を聴くことが望ましい。

【重点事項37】新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続の簡素化

■ 参考条文

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県行動計画）

第七条　都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

２　都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二　都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ　新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ　新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ　感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ　医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ　物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三　市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

四　新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

五　新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

３　**都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。**

４　～　８　（略）

９　**第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。**